岩手県告示第295号

振動規制法の規定による地域及び規制基準等(平成24年岩手県告示第245号)の一部を次のように改正する。 平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前

別表第1

[略]

備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二 種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画 法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に 規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居 専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地 域及び工業地域として平成24年3月30日現在におい て同法の規定により定められている地域をいう。

「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1

[略]

備考1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二 種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画 法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に 規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居 専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域 、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地 域及び工業地域として平成26年10月1日現在におい て同法の規定により定められている地域をいう。

改正後

2 「略〕